

「(仮称)大阪府子どもを性犯罪から守る条例(案)の概要」に対するご意見等の概要と大阪府の考え方について

1. 趣旨・目的について

	ご意見等の要旨	大阪府の考え方
1-1	きちっと検討された大阪府の方針に個人的には賛成します。また、青少年条例改正の際の大阪府の条例改正案も、初めから結論ありきの議論ではなくかなりいい議論の仕方だとの印象を受けました。大阪府では、今後もこのような多方向を考えた上での議題検討を期待しています。	子どもを性犯罪から守るための取組みにご理解をいただき、ありがとうございます。今後とも、子どもの安全と青少年の健全育成の施策の推進に努めてまいります。
1-2	同様の趣旨の法律制定している国や自治体において、性犯罪を犯し出所した人間が差別を受けている現状を鑑みれば、このような条例はかえって、更生を妨げる可能性が高い。また、子供に対する性犯罪だけを特別に取り上げている事は、今後子供を守ると言う事を大義名分にした、表現規制などの布石にするつもりではないのか？私は将来の子供の為にも、このような事には反対	大阪府青少年健全育成審議会において、諸外国での状況も踏まえ検討のうえ、報告書を提出していただきました。登録いただいた情報については、社会復帰支援活動のみに活用することとし、大阪府として、管理することとしています。また、今回の条例は、表現の規制を念頭にしたものではありません。
1-3	大阪の性犯罪とりわけ子供に対する被害が東京の2倍ということ自体が異常であり大阪府民の安寧をあずかる知事がこの実態に手を打とうと判断されたことは高い評価に値する。 大阪府のこの先進的な取組みに子供を持つ親として、府民の一人として心強く思います。とにかく子供は自分で自分を守れません、社会で守る仕組みが必要だと思えます。	本条例(案)は、社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指しております。 子どもが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の実現に向け、施策を推進してまいります。
1-4	趣旨・目的は結構だが、その内容が趣旨・目的と大きく乖離しているところに問題がある。子どもの人権の名の下に大人はおろか当の子どもたちの人権蹂躪すらしかねない。到底賛同できない。	本条例(案)は、社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指しており、子どもに不安を与える行為や子どもを威迫する行為の禁止、子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰の支援を行うものであります。
1-5	出所者が他府県に転居してしまえば意味がない。いかに性犯罪を防止するか考慮するほうが先決である。	本条例(案)については、性犯罪の未然防止を目的に、刑期満了者に対する社会復帰支援を実施するものであり、決して監視を目的とした条例ではありません。 また、関係機関との連携に努め、性犯罪の未然防止を図ってま

		<p>いります。</p> <p>なお、刑期満了者に対する対応については、本来、国が法制度として確立し、実施すべきものであり、早期に対応するよう、国に要望してまいります。</p>
1-6	<p>これまで何の施策もなく、被害により大きな傷を負い、長期にわたり様々な苦痛と不安にさらされている被害者のことを思うと、今回の条例制定は、画期的なこと。しかし、大阪府だけの条例になるのではなく、同様の取組みが全国的に広まらねば本当の効果は現われないと思う。</p>	<p>子どもに対する性犯罪は、その後の長い人生、心に一生癒えることのない傷を負わせる行為であり、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指し、条例（案）を2月府議会に提案することとしております。</p> <p>性犯罪の未然防止を目的とした刑期満了者に対する社会復帰支援を全国に先駆けて規定するものであり、条例制定が全国に向けた発信となると思っております。</p> <p>また、刑期満了者に対する対応については、本来、国が法制度として確立し、実施すべきものであり、早期に対応するよう、国に要望してまいります。</p>
1-7	<p>窃盗は、再犯率も高いのに、なぜ、子どもに対する性犯罪についての条例を制定するのか</p>	<p>大阪府青少年健全育成審議会において、犯罪の特徴についての検討がありました。</p> <p>窃盗については、ある意味経済活動という観点から見た方が良い。わざと犯罪を犯して刑事施設に入ることもある。</p> <p>子どもに対する性犯罪は、その人権及び尊厳を踏みにじる決して許すことのできない犯罪であり、身体的及び心理的に深刻な影響を与え、子どもの健やかな成長を著しく阻害するばかりでなく、その家族はもとより地域社会にも重大な影響を及ぼすことになることから、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指し、条例（案）を2月府議会に提案することとしております。</p>

1-8	<p>他府県に住んでいますが、最近、新聞等で大阪府で子供を性犯罪から守るための条例が考えられていることを知りました。子どもの安全を最優先に「社会全体で次代を担う子どもを性犯罪から守る」という視点、子どもが性犯罪の被害に遭わない、性犯罪者を作らない社会の実現を目指すという趣旨には賛同できます。</p> <p>できれば、同じような条例があればと思っています。大阪で条例ができれば、我が県でも考えられるのではと期待しておりますので、頑張ってください。性犯罪者を作らない社会の実現を目指す趣旨に賛成します。</p>	<p>子どもに対する性犯罪は、その後の長い人生、心に一生癒えることのない傷を負わせる行為であります。</p> <p>社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指し、条例（案）を2月府議会に提案することとしております。</p> <p>性犯罪の未然防止を目的とした刑期満了者に対する社会復帰支援を全国に先駆けて規定するものであり、条例制定が全国に向けた発信となると思っております。</p>
1-9	<p>日本の刑事司法を大きく変えるものである為、国レベルで慎重な議論が必要であると考えています。特にこの項目は監視社会に繋がりがねない性質をもつもので、さらに対象が痴漢レベルまで適用されるとすると、痴漢冤罪の被害の拡大の懸念があります。その為、一層この事が求められ、到底府レベルで拙速な審議で決めるべきものではありません。</p>	<p>子どもに対する性犯罪は、その後の長い人生、心に一生癒えることのない傷を負わせる行為であり、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指し、条例（案）を2月府議会に提案することとしております。</p> <p>性犯罪の未然防止を目的とした刑期満了者に対する社会復帰支援を全国に先駆けて規定するものであり、条例制定が全国に向けた発信となると思っております。また、刑期満了者に対する対応については、本来、国が法制度として確立し、実施すべきものであり、早期に対応するよう、国に要望してまいります。</p>

2. 府、事業者、府民の責務について

	ご意見等の要旨	大阪府の考え方
2-1	<p>性犯罪で相当の部分を占めると思われる、児童虐待について、全て親側に責任があると考えますが、職場の長時間労働等から来るストレスや核家族化によって子供の育て方が分からないのが原因としてはあるのではと思います。</p> <p>性教育についてですが、小学1年～小学3年の段階では親からの性的虐待を含む、性犯罪から身を守る教育、思春期に入る小学4年～中学生の段階では子供を産む・育てるとはということかを教える教育の他に、性とは何か、及び性的虐待とはどういう行為か、被害者はどのように苦しんでいるかを教える教育をするべきではないかと思えます。</p>	<p>児童虐待（性虐待）や性教育も非常に重要な課題であると認識しております。</p> <p>また、子どもに対する教育については、条例制定後、専門家のご意見を聞きくなどして、工夫を凝らしてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、今回の条例（案）は、表現の規制を念頭にしたものではありません。</p>

	最後に、大阪府がいわゆる「有害図書」の問題ですが、排斥運動を行う事を促すような、いかなる条文も加えるべきではないと考えます。一部の人にとっては溜まった性欲を他者の人権・尊厳を侵害する事無くコントロールできる 1 つのツールになっている可能性があり、さらに排斥運動を行う事で表現の自由に対する深刻な侵害になる可能性があるからです。	
--	--	--

3. 広報啓発等について

	ご意見等の要旨	大阪府の考え方
3-1	子どもの性犯罪被害を未然に防止することは当然であるが、実際に被害を受けた子どもが被害を訴えやすい環境づくり、受け皿づくりをすることが必要かと考えます。(たとえば教師に対する性被害に関する研修やスクールカウンセラーによる被害に対するケアの充実など) 条例制定後にはぜひ、具体的な施策を示してください。	性犯罪は、被害者の社会的、精神的負担や顔見知りによる犯行、親族間で行われた犯行など、申告したくてもできない状況があります。 条例制定後、専門家のご意見をお聞きするとともに、関係部局・機関とも連携を図り、被害を訴えやすい環境づくり、受け皿づくりについても検討を進めることが重要と考えております。

4. 子どもや保護者、地域に不安を与える行為等への対応

	ご意見等の要旨	大阪府の考え方
4-1	児童に関わると自身が逮捕されるかもしれないと言う不安を招く事にも繋がり、大人は誰も児童に関わろうとしなくなる恐れもあり、児童が危機的状況にあっても誰も助けようとしなくなる状況を招きかねない。	<p>本条例（案）で、新たに規制する「子どもに不安を与える行為の禁止」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や学校等の関係者などが直ちに危害の発生を防止することができない状態にある時に、 ・13歳未満の子どもに対し、 ・挨拶や防犯に関する活動など、社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、 ・甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすること。義務のない行為を行うことを要求すること。 <p>を規制するものであります。 従って、地域社会で行われている挨拶や青少年の健全育成活動、地域で自主的に行われる防犯活動などによる指導や子どもの危険な行為などに対する注意喚起などの行為を規制するものでは</p>
4-2	声かけ規制はこどもが危険な場所にいても止められなくなり、子どもが危険な場所に行こうと止めてくれる大人がいなくなってしまう。 声掛けが規制されれば無関心が増えるだけではないか。その結果、子どもの事故死が増加するのではないか。子どもの周辺に保護監督者がいないなら、赤の他人であっても注意しなければならない筈です。	
4-3	男性が歩いていたら全員不審者にされる。子どもへの声掛け禁止もおかしい。	

4-4	<p>一般人が普通に挨拶したり、注意しただけで不審者扱いをするのは行き過ぎであり、地域社会の結び付きの破壊である。</p> <p>話しかけることそれ自体が事実上禁止されてしまうことにもなるのであり、道を聞くことすらこの「相手の気を引くような」ということに矛盾無く入ってしまうものであります。</p> <p>子どもの信号無視を注意することや、自転車で歩道を暴走したりしていても注意することも出来なくなってしまう</p> <p>こういった条例はただ警察権力の増大化を招き、社会に不安と息苦しさを招くものでしかないと思います。</p>	<p>ありません。</p> <p>現在、子どもに不安を与える行為と思われる行為等が発生し、保護者等から通報があった際は、警察官が事実認定（行為者の捜索、行為者からの事情聴取、関係者からの事情聴取、実況見分など）を行い、犯罪に該当すれば検挙、犯罪に該当しない場合であって、通報された行為が社会通念上正当な理由がない場合は厳重注意等をしてはいますが、その他の場合には、問題行為として取り扱っておりません。</p>
4-5	<p>みだりに処罰化の必要のない行為までが処罰化されて、冤罪などが多発するなどした場合、冤罪被害者の子供が学校でいじめを受けるなどして、非常に傷つくのではないか。</p> <p>声かけ禁止は府民にとって危険だとも思います。</p>	<p>平成 22 年における小学生以下に対する声かけ、つきまとい等の事案について、不安を与える行為若しくは威迫する行為等の現行法上犯罪とならない行為が512件あり、子ども自身だけでなく、保護者や地域社会にも不安を与えているため、新たに規制するものであります。</p>
4-6	<p>「あいさつ」「子供を犯罪や事故から守る為の声かけ」「喧嘩の仲裁」までも処罰の対象に成り得る為、賛成できません。</p>	<p>なお、子どもに対して性犯罪を犯した者の多くが、これらの行為を事前に行っているとの報告もあります。</p>
4-7	<p>子どもに不安を与える行為とは、「甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くこと」「不当な目的で、義務のない行為を要求すること」とされていますが、構成要件が抽象的で、如何様にも解釈が可能であり、為政者や権力者が弾圧の道具として使う可能性があります。</p>	<p>また、大阪府青少年健全育成審議会からも、地域社会での活動などが阻害されないように配慮すべきとの報告書をいただいております。</p> <p>このため、条例（案）では、「子どもに不安を与える行為の禁止」と「子どもに威迫する行為の禁止」の適用にあたっては、挨拶、防犯に関する活動等を阻害することのないよう十分配慮するものとする。と、規定しています。</p> <p>また、地域社会において、社会全体で子どもを守り、子どもの安全に対する意識が更に高揚されるよう、啓発等により、府民のみなさんにご協力とご理解をいただくよう努めてまいります。</p>

4-8	つきまといは同じ道の後ろを歩いていただけで捕まる。もっときちんとした条例を作ること	本条例（案）で、新たに規制する「威迫する行為の禁止」は、 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や学校等の関係者などが直ちに危害の発生を防止することができない状態にある時に、 ・13歳未満の子どもに対し、 ・社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、 ・いいがかりをつけ、又はすぐむこと。身体、衣服等を捕え、又はつきまとうこと。 を規制するものであります。
4-9	すぐむ行為があまりにも曖昧で広範囲です。度の過ぎたいたすらや、まして軽犯罪を犯した不良少年を叱る事も止める事も出来なくなりかねません。 府民や子ども達に疑心暗鬼を促すような警戒でなく、この大らかな地域コミュニティを活かした「監視」でなく誰もが見詰め合い、声を掛け合うような防犯意識を高めるべきではないでしょうか。 ・地域コミュニティを生かし防犯意識を高めるべきである。	従って、地域社会で行われている青少年の健全育成活動、地域で自主的に行われる防犯活動などによる指導や子どもの危険な行為などに対する注意喚起などの行為を規制するものではありません。
4-10	「子供への威迫行為の禁止」について、子供に対する注意であってもそう解釈される可能性もあり、反対である。これらは通常の刑罰で充分対応できる案件ばかりであり、新たに作る必要性がまるでない。また、負傷や病気などで子供の介抱をしなければならない場面で、周囲の住民が介抱を躊躇するような問題になりかねない。冤罪を多数作り出す事を目的としているとしか思えず、削除すべきである。	現在、威迫する行為と思われる行為等が発生し、保護者等から通報があった際は、警察官が事実認定（行為者の捜索、行為者からの事情聴取、関係者からの事情聴取、実況見分など）を行い、犯罪に該当すれば検挙、犯罪に該当しない場合であっても、通報された行為が社会通念上正当な理由がない場合は厳重注意等をしていますが、その他の場合には、問題行為として取り扱っておりません。
4-11	「威迫する行為の禁止」についても、構成要件が抽象的で、如何様にも解釈が可能であり、為政者や権力者が弾圧の道具として使う可能性があります。	平成 22 年における小学生以下に対する声かけ、つきまとい等の事案について、不安を与える行為若しくは威迫する行為等の現行法上犯罪とならない行為が512件あり、子ども自身だけでなく、保護者や地域社会にも不安を与えているため、新たに規制するものであります。
4-12	「威迫する行為の禁止」の処罰化は子供の勘違い等によって冤罪の温床にまでなりかねません。処罰の対象にはせず、せめて努力義務に留めるべきであります。	なお、子どもに対して性犯罪を犯した者の多くが、これらの行為を事前に行っているとの報告もあります。
4-13	「つきまとうこと」とありますが、定義が曖昧であり、偶然、子供と同じ経路を歩いてしまった際など、犯罪者が作り出されてしまう危険性があります。このようなことが起こらないよう、条例を施行してしまう前に十分に議論すること、また施行された際には、その運用を慎重に行うことを希望します。 また、このような条例案の意見募集では必ず申し上げておりますが、この条例案が漫画、アニメ、アイドルタレントの写真などの	また、大阪府青少年健全育成審議会からも、地域社会での活動などが阻害されないように配慮すべきとの報告書をいただいております。

	<p>表現規制に繋がっていくことがないように希望いたします。今回の条例案は、主に具体的な行為と、犯罪者に対する支援について言及されているため、その問題はないと思われませんが、例えば、漫画やアイドルのファンであることが周囲に知られている人がいて、その人が疑わしく思われたために、この条例案によって、実際の行為には至っていないにもかかわらず、条例違反とされる可能性もあるので、念のために補足いたします。宜しく申し上げます。</p>	<p>このため、条例（案）では、「子どもに不安を与える行為の禁止」と「子どもに威迫する行為の禁止」の適用にあたっては、挨拶、防犯に関する活動等を阻害することのないよう十分配慮するものとする。と、規定しています。</p> <p>また、地域社会において、社会で子どもを守り、子どもの安全に対する意識が更に高揚されるよう、啓発等により、府民のみなさんにご協力とご理解をいただくよう努めてまいります。</p>
4-14	<p>警察が都合よく使える治安維持的なものを導入しようとしているしか思えません。より窮屈な監視社会化に利用されるようにしか思えない。</p>	<p>「子どもに不安を与える行為」と「子どもに威迫する行為」は、現行法令では対応できない行為であり、子どもや保護者、地域社会に不安を与えている事象に対して、規制を行うもので、警察の恣意的な運用や監視に利用されるものではありません。</p>
4-15	<p>新たに禁止される行為は既に刑法の誘拐罪や軽犯罪法などで処罰することが可能なのではないかと。新たに条例で禁止する意味があるとは思えない。例外として認められている「社会通念上正当な理由があると認められる場合」はあいまいな規定であり、具体的な内容がわかりにくい。具体的な例を列挙すべきではないかと。</p>	<p>「子どもに不安を与える行為」と「子どもに威迫する行為」は、現行法令では対応できない行為であり、子どもや保護者、地域社会に不安を与えている事象に対して、規制を行うものであります。なお、具体的に行為が進むなどして、現行法令に該当する場合には、それぞれの現行法令で対応することとなります。</p> <p>社会通念上正当な理由とは、例えば、地域社会で行われている挨拶や青少年の健全育成活動、地域で自主的に行われる防犯活動などによる指導や子どもの危険な行為などに対する注意喚起などの行為が挙げられます。</p>
4-16	<p>これまで、刑法上問題とされなかった行為を「子どもに不安を与える行為」「子どもを威迫する行為」と定義し、罰則を規程することは意義がある。子どもたちの成長を地域が見守るという視点を地域に定着させるきっかけとなることを願う。</p>	<p>本条例（案）の制定を契機として、さらに子どもの安全に対する重要性の認識が高まり、子どもの安全に対する対策が促進されるように努めてまいります。</p>
4-17	<p>大阪府が子供に防犯ブザーを無償で提供し、防犯教育をするといった方法で対処すべきであり、その上で大阪府は、住民に「大阪府に住んでいる子供は防犯ブザーを持っている」事を啓発していくのが最善だと思われま。この方法を取ると、警察国家に繋がりがねない「声かけ」処罰化する必要は無いと思われま。</p>	<p>これまでも、子どもの安全対策は、実施してきたところでありますが、関係機関との連携も含め、より一層充実するように努めてまいります。</p>

4-18	<p>発見者に通報義務を課すとしている点は、大きな萎縮効果を生じさせるとともに、府民に相互監視を義務づけるものであり、地域コミュニティの営みや府民相互の信頼関係を破壊するものであり、到底賛成できません。</p>	<p>子どもを守り、健やかにはぐくむことは社会全体の使命であると考えており、保護者等がいない状態にある子どもが被害に遭っている状況が認められる場合に、できるだけ通報をお願いするものであり、相互監視を目的としたものではありません。</p>
------	---	--

5. 刑期満了者に対する社会復帰支援

	ご意見等の要旨	大阪府の考え方
5-1	<p>本人の承諾を得ないで、居住地の届出を義務付けるのは、明らかに憲法22条の住居地の選択の自由規定に抵触する恐れがあると考えます。削除するか、本人の同意に基づく届出とすべきであると考えます。</p>	<p>住所地等の届出義務については、居住地の制限や移動の制限を加えるものではなく、憲法22条の居住地の選択自由には抵触しないものと考えております。</p>
5-2	<p>届出義務の問題や届出内容の問題、また届出期間のあいまいさ、社会復帰の位置づけの問題、個人情報管理や廃棄等の問題等あいまいな規程や詳細な定義付けをせず、安易に規定するなど憲法違反の恐れのある規定の仕方が多々見受けられる。</p>	<p>社会復帰支援を行うに際し、その対象者であるかどうかの確認のための罪名と届出期間の確認のための刑期満了日を届出していただくことが必要となります。</p> <p>届出期間（支援期間）につきましては、大阪府青少年健全育成審議会からの報告書を踏まえ、5年間としており、個人情報の管理の期間についても5年間としております。</p> <p>なお、本条例（案）には、個人情報について、「別に定めるところにより、適正に管理しなければならない」と規定しております。</p> <p>社会復帰支援については、臨床心理士等による相談業務等を検討しておりますが、今後、有識者等のご意見を踏まえ、より効果的な内容を検討し、実施してまいりたいと考えております。</p>
5-3	<p>『社会復帰支援員（仮称）』が社会復帰支援対象者と面談、相談に「応じる」という部分については、単に犯罪者を断ずるだけでなく、社会復帰ができるような支援を行うという部分で評価できます。ただし、この社会復帰支援員のメンバー構成のバランスを取り、例えば警察官の権限だけが強くなり過ぎないような構成となることが望ましいと思います。</p>	<p>社会復帰支援については、臨床心理士等による相談業務等を検討しておりますが、今後、有識者等のご意見を踏まえ、より効果的な内容を検討し、実施してまいりたいと考えております。</p>

5-4	<p>性犯罪の刑期満了者に住所等の届け出義務を負わすことは、二重処罰の面から問題がある。</p> <p>居住地や連絡先という個人情報、憲法 13 条後段の幸福追求権から導かれるプライバシー権により保護される。社会復帰支援で連絡を取る必要があるという理由のみによって、居住地等を罰則付きで義務付けていることは、プライバシー権侵害になる。</p> <p>届出義務を課すのは、刑罰を超える新たな義務を課し、不利益を与えるものである。この条例案が掲げる趣旨・目的は、このような条例を制定しなくても行政の努力で達成することが十分可能。</p>	<p>性犯罪から子どもを守る法益と手段との比較衡量、また、社会復帰支援の実施という合理的な理由があることから、届出義務を課すことができると考えております。</p> <p>また、住所等の届出制度は、社会復帰への支援を実施するためのものであり、刑罰を与えるものでなく、また、届出義務違反に対する罰則も行政罰である過料であることから、二重処罰の問題、プライバシー権の侵害には該当しないと考えております。</p>
5-5	<p>ちゃんと家庭を築き、子どもも居るといったルートからはずれた人間を殊更犯罪者、またはその予備軍扱いし、肩身の狭い思いをさせる方向に向かってほしくない。</p>	<p>本条例（案）は、子どもを性犯罪等から守るため、子どもに不安を与える行為や子どもを威迫する行為の禁止、子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰の支援を行うものであります。</p>
5-6	<p>（社会復帰支援の期間が）5年では短いのではないかと。支援した結果を把握・分析して、今後の取組みに生かしていく PDCA をまわすためには、最低10年位の期間が必要で、ある程度の長期スパンで見守ることが重要ではないかと。</p>	<p>大阪府青少年健全育成審議会からの報告書を踏まえて、支援期間を5年間としております。</p>
5-7	<p>メーガン法など同様の趣旨の法律を施行している国でも、さして成果は上がっていない。このようなただ不当にペナルティーを増やすような条例は不要である。それよりも、どうやって性犯罪を減らすかを考える方が先だ。</p>	<p>本条例（案）は、子どもを性犯罪等から守るため、子どもに不安を与える行為や子どもを威迫する行為の禁止、子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰の支援を行うものであります。</p>
5-8	<p>宮城県で問題になった、性犯罪者へのGPS付与・監視と同じく、子供のために大人・あるいは子供の人権を制限する意図が明らか内容である。</p> <p>条例を作るよりも、社会復帰の施設を作り、社会復帰の拠点としたらどうか。</p>	<p>本条例（案）は、子どもを性犯罪等から守るため、子どもに不安を与える行為や子どもを威迫する行為の禁止、子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰の支援を行うものであります。</p>
5-9	<p>児童ポルノ製造を含めると、性的暴行とは全く異なる行為をしたに過ぎない者まで、追加処遇が波及しかねない。</p>	<p>大阪府青少年健全育成審議会からの報告書を踏まえ、届出の対象となる罪に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」第7条第3項（児童ポルノの製造）を含めたものです。</p>

5-10	<p>性犯罪の再犯率は強盗より低く、とびぬけて高いとも言い難い状況で、届出義務は社会的排除や人権侵害に繋がりがねない性質をもつため、犯罪抑止に極めて強い効果がある場合でなければ極力避けるべき。</p>	<p>届出制度は、社会復帰の支援を行うためのものであり、社会的排除等を目的とはしておりません。</p>
5-11	<p>再犯率は薬物犯罪や窃盗の方が上なのに、子供に対する性犯罪により服役した者のみを対象として復帰支援を策定するのは、防犯政策の観点からバランスを欠くと思える。 そこで本案件から刑期満了者への復帰支援を切り離し、対象罪種を拡大し支援体制を整えた上で、再犯防止を主軸にした新制度を策定すべきである。</p>	<p>刑期満了者に対する対応については、本来、国が法制度として確立し、実施すべきものであると考えております。 なお、子どもに対する性犯罪は、その後の長い人生、心に一生癒えることのない傷を負わせる行為であり、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指し、性犯罪の未然防止を目的とした刑期満了者に対する社会復帰支援を全国に先駆けて規定するものであります。</p>
5-12	<p>住所届け出義務以外についての社会復帰支援については必ずしも反対するものではなく、社会復帰センターを立ち上げ、性犯罪前歴者が性欲を抑える又は他人の迷惑をかけない方法で処理できるようにスキルを磨くようにする事には賛成できます。</p>	<p>届出制度については、社会復帰の支援を行うためのものであります。社会復帰支援については、臨床心理士等による相談業務等を検討しておりますが、今後、有識者等のご意見を踏まえ、より効果的な内容を検討し、実施してまいりたいと考えております。</p>
5-13	<p>社会復帰支援には地域の協力（意識）が必要で、これがなければ強制的に服従というふうになりかねない。協力（意識）とは、繰り返さないのだから本人が意識しなしないようにしなくては難しいと考えられるので、意識させないようにするには、目や耳から入ってくる情報の中に再犯を意識させないようにするのが効果的と考える。 目や耳から入ってくる情報とは、雑誌・TVドラマの内容・AVビデオ・PCゲームや服装・ファッション等である。TVドラマやAVビデオ等は内容を自分の意志で進めることができるので強い規制が必要と感じる。服装やファッションにも規制が必要で、国によっては規制をしている国も有ると聞いた等があるので、特に小・中・高・大学生や専門学生など勉学に必要な無い露出の多い制服は全然必要性を感じない！これらも規制する事で大きな成果に繋がると考えられる。</p>	<p>社会復帰支援については、臨床心理士等による相談業務等を検討しておりますが、今後、有識者等のご意見を踏まえ、より効果的な内容を検討し、実施してまいりたいと考えております。</p>

5-14	届出義務は府警だけにすべき。 これでは、刑期満了者を犯罪予備軍とみなしているのと同じだと思う。	届出制度については、社会復帰の支援を行うためのものであり、住所等を府に届出していただく制度であります。
5-15	社会復帰支援はいい試みだと思うが、住所登録を義務づけるのはよくない。刑期満了で償いは終わったのでそれ以上監視すべきでない	本条例（案）は、子どもを性犯罪等から守るため、子どもに不安を与える行為や子どもを威迫する行為の禁止、子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰の支援を行うものであり、監視を目的とするものではありません。
5-16	社会復帰支援としての届出制度については、希望者のみに行う『権利』ならば、大変素晴らしい制度になりますが、『義務』では『事実上の懲罰期間』となってしまいます。社会復帰が目的であるのならば、出所者が自分の意思で選択できる制度である事が必要です。出所者が自らの意思で「更正しよう」という意思を選ぶ必要があるのです。	本条例（案）は、子どもを性犯罪等から守るため、子どもに不安を与える行為や子どもを威迫する行為の禁止、子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰の支援を行うものであり、懲罰を課すものではありません。

6. 条例適用上の配慮事項

	ご意見等の要旨	大阪府の考え方
6-1	条例の運用には冤罪防止のため細心の注意が払われるべきであるが配慮事項が存在していない。監視社会を作るため、条例を成立したがっている。	冤罪は、あってはならないものです。 なお、本条例（案）は、子どもを性犯罪等から守るため、子どもに不安を与える行為や子どもを威迫する行為の禁止、子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰の支援を行うものであり、監視を目的とするものではありません。

7. その他の意見

	ご意見等の要旨	大阪府の考え方
7-1	本条例は大変重要なことだとは認識しているが、被害にあった子どもに対するケアと人権擁護のための施策の充実も取り入れてほ	本条例（案）については、子どもの安全確保という視点から取り組んできたところでありますが、今後、関係部局・機関とも

	しい。子どもの安全を守るという趣旨にも反しないと思います。	連携を図り、それぞれの施策の中で検討を進めてまいりたいと考えております。
7-2	性犯罪が増加しているのは、時代の流れを考慮していない行き過ぎた性規制にも原因がある。一方的にペナルティーばかりを増やすような、犯罪抑止効果に疑問のある条例よりも、行き過ぎた性規制の緩和など、いかにして性犯罪を無くすかを考慮するほうが先決だ。	子どもに対する性犯罪は、その後の長い人生、心に一生癒えることのない傷を負わせる行為であり、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指し、子どもを性犯罪等から守るため、子どもに不安を与える行為や子どもを威迫する行為の禁止、子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰の支援を行うものであり、届出者に不利益となるようなペナルティーを課すものではありません。
7-3	この条例を、漫画・アニメの創作物への表現規制に利用してはならない。	本条例（案）は、漫画やアニメ等の表現規制を想定しておりません。